自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書（概要）

令和元年(2019年）10月21日
わいせつ行為根絶検討委員会

第１　本検証を実施した経緯と目的

1　自校の児童・生徒に対する教職員のわいせつな行為の懲戒処分の際の公表範囲について、平成31年4月「児童・生徒へのわいせつな行為に関する公表ガイドラインの運用方針」を決定し、対策を強化
2　事案の具体的な内容がわからないと県民が再発防止策を検証できないなどの意見を踏まえ、直近10年間（平成21年5月～平成31年４月）の懲戒処分14事案について、心理学などの専門的知見を用いて分析し、再発防止に資する取組を検証
※分析・検証の公表方法：再発防止に資する内容で、被害者に配慮した形で公表

第２　自校の児童・生徒に対するわいせつな行為の発生状況

1　全国の懲戒処分件数は平成21年度から増加傾向（長野県の懲戒処分等に対する教職員数割合は全国より低い状況）
2　長野県では、平成24年度６件の懲戒処分を行って以降発生しなかったが、平成28年度以降続けて発生
3　懲戒処分した14件の概況
○ 校種：高校の教職員が７件　○ 職種：教諭が12件　○ 行為の内容：性交に至ったが７件
○ 行われた場所：校内、校外が７件ずつ　○発覚の経緯：児童・生徒からの相談が８件

第４　問題行動が起きるプロセス（４つの壁）

性問題行動は「たまたま」「衝動的に」行われるものではなく、次の４つの壁を越えることで起こしてしまう

1 動機の壁
（定義）性的に行動したいという思いにつながる満たされない気持ちや状態の解消

2 内的壁
（定義）「やってはいけない」などの人間にある「良心」

3 外的壁
（定義）被害者と２人だけで接触しないなどの外的環境

4 被害者の抵抗（被害者の壁）
（定義）被害者に接触した場合の被害者の抵抗

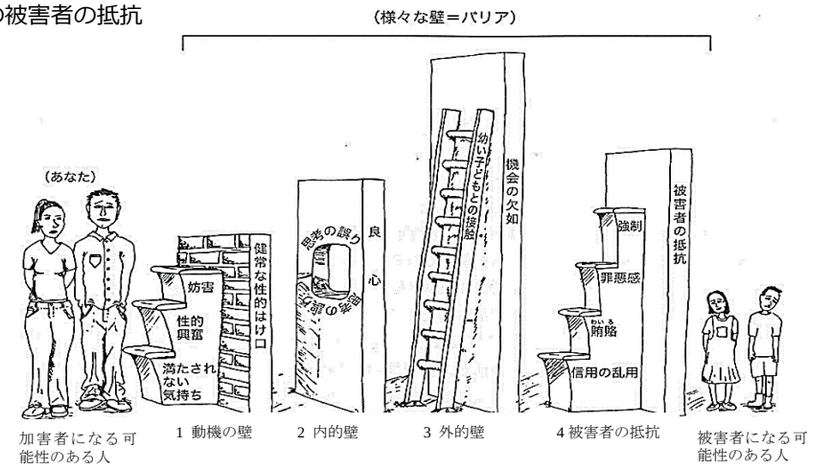

図　ティモシー・カーン著　藤岡淳子監訳(2006)「パスウェイズ」から(一部語句修正)

第３　わいせつな行為の類型と定義
第５　４つの壁を越える要因と性問題行動を防ぐための対策の視点

※14事案を２つの大分類と４つの下位分類に区分

1　関係乱用型
被害者との間に一定の「関係」を作り、コントロール・乱用して性加害に及ぶもの

(1) てなずけ型（４事案）

（定義）加害者の欲求に従うように、被害者を心理的に巧みにコントロールする型で、被害児童・生徒を特別扱いしたり、恋愛への願望を刺激したりすることにより、性的関係に同意しているかのような状況を作り、わいせつな行為を行うもの

【①動機の壁を越える主な要因】
・加害者は自分の外的な評価や影響力を強めることにこだわりがあり、他者を自分の欲求に沿って動かしたい

【②内的壁を越える主な要因】
・被害者のためという言い訳（おためごかし）
・責任転嫁（被害者のせい）、見下し・価値下げ

【③外的壁・被害者の抵抗を越える要因】
・教職員が被害者の相談にのるなどの手段で接近
・教職員に目をかけられていることを被害者が恋愛関係と誤解

＜対策の視点＞
・関係性の力の乱用は教職員間の無関心や力の集中が原因であり、教職員の協働や力のチェック＆バランスを推進

(2) 救済者願望型（３事案）

（定義）特定の児童・生徒に対し、過剰に同情し、自分が救済者であろうとする型で、被害者に相談されるうちに自分だけが被害者を理解できると思い込み、性的な関係に発展するもの

【①動機の壁を越える主な要因】
・まじめで積極的な教職員などが、困難を抱えている被害者を自分にしか支援できないという思い込み

【②内的壁を越える主な要因】
・児童・生徒を助けてあげたいという救済者願望
・自分が責任を持たなければと思う抱え込み
・周囲の教職員がわかってくれない不信感

【③外的壁・被害者の抵抗を越える主な要因】
・周囲の教職員への不信感による2人だけの関係
・被害者にとってその教職員だけが救済者と誤解

＜対策の視点＞
・個々の教職員が孤立しない学校づくり
・児童・生徒に対し、チームとして指導に当たることの徹底
・被害者の困難を解決するための専門家との相談・連携

2　性嗜癖（せいしへき）型
「関係」によるものではなく、自身の性嗜癖を一方的に押し付けるもの

(1) 性暴力型（５事案）

（定義）一方的に性嗜癖を押し付け、直接的な接触があるもの

(2) 盗撮型（２事案）

（定義）盗撮行為（被害者の身体に直接触れることはなく、身体攻撃性は低いもの）

※壁を越える要因や対策の視点は類似

【①動機の壁を越える主な要因】
・何らかの理由で、生活上の気晴らしやリラックスが性刺激に偏重（一般の性嗜癖者と同じ）

【②内的壁を越える主な要因】
・自分の性的欲求が強かったから仕方ない、魔が差したなど、事実に直面することを拒む気持ち（言い訳）
・たいしたことではない、軽い気持ちなどの最小化

【③外的壁・被害者の抵抗を越える主な要因】
・抵抗できない状況をつくる（性暴力型）
・被害者に気づかれないようにこっそり行動（盗撮型）

＜対策の視点＞
・児童・生徒と２人きりにならない物理的環境づくり
・性問題を起こす思考の誤りに加害者や周囲が気付き、対処できる環境づくり
・カウンセラー等の関係機関による支援・指導

第６　検証結果を活用した対策

1　対策の方向性

・４つの壁への対策を網羅している「わいせつな行為根絶のための特別対策」(平成28年11月～）などの取組を強化
・教職員は４つの壁を越えることが誰にでも起きることを認識し自分事化
・学校は組織として見守り、助け合う意識や体制づくり

2　再発防止に向けて取り組んでほしいこと

(1) 教職員個人に対して

・校内研修等の際に、検証報告書を活用し類似の状況に陥っていないか振り返りを実施
・教職員は圧倒的に優位な立場にあることを自覚

(2) 学校に対して

・外から見えない状態で児童・生徒と１対１にならないような校内環境を整備
・児童・生徒の悩みやSOSを学校全体で受け止める環境づくり

自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る
検証報告書

令和元年（2019 年）10 月

わいせつ行為根絶検討委員会

目次

第１　はじめに 2
　１　本検証を実施した経緯と目的 2
　２　「新たな公表のあり方」に求められる要件 2
　３　分析・公表の方法 3
第２　自校の児童・生徒に対するわいせつな行為の発生状況 4
　１　全国の懲戒処分の状況（件数） 4
　２　本県の状況 5
第３　わいせつな行為の類型と定義・特徴 8
　１　関係乱用型 8
　　１－①　てなずけ型（４事案） 8
　　１－②　救済者願望型（３事案） 9
　２　性嗜癖型 9
　　２－①　性暴力型（５事案） 9
　　２－②　盗撮型（２事案） 9
第４　問題行動が起きるプロセス（４つの壁） 11
第５　４つの壁を越える要因と性問題行動を防ぐための対策の視点 13
　１　関係乱用型 13
　　１－①　てなずけ型 13
　　１－②　救済者願望型 15
　２　性嗜癖型 18
　　２－①　性暴力型 18
　　２－②　盗撮型 20
第６　検証結果を活用した対策 21
　１　これまでの対策と今回の検証による対策の方向性 21
　２　再発防止に向けて 22
（参考１）これまでのわいせつな行為を根絶するための主な対策 25
（参考２）わいせつ行為根絶検討委員会及び検討の経過 27

第１　はじめに

１　本検証を実施した経緯と目的

長野県教育委員会では、自校の児童・生徒に対する教職員のわいせつな行為の懲戒処分の際の公表範囲について「わいせつ行為根絶検討委員会（以下「委員会」という。）」を立上げて議論し、平成 31 年４月「児童・生徒へのわいせつな行為に関する公表ガイドラインの運用方針（以下「運用方針」という。）」を決定した。

この運用方針では、児童・生徒や保護者など被害者と面識がある者や地域社会の不特定多数の者が被害者を推知できる情報、あるいは被害者が事案を想起することで強いストレスを受けたり、自らを責めたりするなどの心理的影響が生じる可能性がある情報は非公表としたところである。

しかしながら、わいせつな行為の具体的な内容がわからないと県民が再発防止策の有効性を検証することができないという意見があったこと、本委員会でも今後の有効な対策に資する新たな方法を検討してはどうかという意見があったことを踏まえ、再発防止に資する「新たな公表のあり方」について検討を行い、各事案を分析・整理し、再発防止への方向性を提示することとした。

２　「新たな公表のあり方」に求められる要件

再発防止に資する「新たな公表のあり方」に求められる要件を以下のとおり整理した。

（１）再発防止に資する内容であること

・加害行為の具体的内容をもとに、加害者の属性、わいせつな行為の状況等を分析・整理し、示すものであること

・加害者の動機や心理等のメカニズムが明らかになること

・学校の対応など、環境その他の要因が明らかになること

（２）被害者に配慮すること

・個別事案と紐づいて被害者が特定されないこと

・被害者が心理的影響を生じないようにすること

３　分析・公表の方法

各事案の分析や公表の方法を以下のとおりとした。

（１）分析する事案の件数

自校の児童・生徒に対する教職員のわいせつな行為について、直近 10 年間（平成 21 年５月～平成 31 年４月）の懲戒処分事案（14 件）で分析する。

（２）分析の方法

個別事案ごとに、加害者の供述資料、聞き取り調書や事故報告書等を使って、以下の視点ごとに整理した上で、さらに心理学などの専門的知見を用いた分析を実施した。

〇加害者側の要因

・加害者個人に係る状況

・加害行為に至った背景・動機

・加害行為の具体的内容　　など

〇学校の対応などの要因

・物理的環境

・管理職、同僚等の人的環境

・保護者との関係　　など

（３）分析結果の公表

個別事案の分析結果を踏まえ、再発防止に資する、被害者に配慮した公表を行う。

第２　自校の児童・生徒に対するわいせつな行為の発生状況

１　全国の懲戒処分の状況（件数）

平成 21 年度からの推移をみると、自校の児童・生徒に対するわいせつな行為による懲戒処分件数は増加傾向にある。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
自校の児童・生徒	**63**	**81**	**77**	**93**	**93**	**82**	**91**	**109**	**97**
自校の児童	**8**	**16**	**11**	**19**	**16**	**15**	**12**	**22**	**18**
自校の生徒	**55**	**65**	**66**	**74**	**77**	**67**	**79**	**87**	**79**
自校の卒業生	5	4	2	4	4	5	8	10	3
18 歳未満の者（他校）	38	37	36	18	36	33	37	31	35
教育実習生	2	1	0	0	0	3	2	0	2
自校の教職員	14	17	23	34	18	31	31	38	26
他校の教職員	1	1	1	0	3	5	1	1	5
その他一般人	30	34	31	38	51	46	54	37	42
合計	153	175	170	187	205	205	224	226	210
自校児童・生徒の割合	**41.2%**	**46.3%**	**45.3%**	**49.7%**	**45.4%**	**40.0%**	**40.6%**	**48.2%**	**46.2%**

（参考１）わいせつな行為等（全体）に係る懲戒処分等の種類（件数）

懲戒処分等を受けた人数は増加傾向にある。わいせつな行為等では半数以上が免職となっている。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
免職	100	105	101	120	117	115	118	129	120
停職	24	38	38	35	49	57	63	50	57
減給	9	6	9	11	9	10	10	15	9
戒告	5	3	3	2	5	1	4	3	1
訓告等	15	23	19	19	25	22	29	29	23
合計	**153**	**175**	**170**	**187**	**205**	**205**	**224**	**226**	**210**

※訓告等：訓告、厳重注意、諭旨免職

（参考２）わいせつな行為等に係る懲戒処分等の対教育職員数割合（全国と長野県の比較）（%）

本県は、近年全国より低い状況が続いている。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
長野県	0.04	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01

出典：いずれも文部科学省「公立学校教職員の人事行政の状況調査」

※なお H21～H22 は「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」

２　本県の状況

本県では自校の児童・生徒に対するわいせつな行為により、平成 21 年５月から平成 31 年４月までの間に 14 件の懲戒処分を行った。この 14 件の事案に係る懲戒処分、加害者及びわいせつな行為の状況は以下のとおりとなっている。

（１）懲戒処分の状況（件数）

平成 24 年度に自校の児童・生徒に対するわいせつな行為が６件発生し、その後数年間処分案件が発生しなかったが、平成 28 年度から続けて発生している。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
免職	1	1	0	6	0	0	0	1	1	2	1
停職	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	**1**	**2**	**0**	**6**	**0**	**0**	**0**	**1**	**1**	**2**	**1**

（参考）わいせつな行為等全体の状況

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
免職	1	1	0	7	3	1	0	5	1	2	1
停職	0	1	0	0	2	0	1	2	0	0	0
合計	1	2	0	7	5	1	1	7	1	2	1

（２）加害者の状況

ア　性別（人）

処分されたのは、多くが男性となっている。

男性	女性	合計
13	1	14

イ　年代（人）

年代の偏りはないが 40 代が比較的多い。

２０代	３０代	４０代	５０代	合計
2	4	6	2	14

ウ　校種（人）

高校での発生が半数を占めている。

小学校	中学校	高校	特別支援学校	合計
2	2	7	3	14

エ　職種（人）

多くが教諭となっている。

校長	教頭	教諭	講師	特別支援学校職員	実習助手	合計
0	0	12	0	1	1	14

（３）わいせつな行為の状況

ア　わいせつな行為が行われた主な場所

校内・校外ともに発生している。

校内				
教室	保健室、生徒指導室等その他校舎内	運動場、体育館、プール、更衣室、部室	校内計	
0	6	1	7	
校外				総計
ホテル	自動車内	自宅	校外計	
1	4	2	7	14

※主な場所は、頻度や量定の重さなどにより判断

イ　わいせつな行為が行われた主な場面（時間帯）

勤務時間内・勤務時間外ともに発生している。

勤務時間内				勤務時間外	合計
放課後	休み時間	部活動	学校行事等		
3	1	1	1	8	14

※主な場面は頻度や量定の重さなどにより判断

ウ　わいせつな行為の主な内容

性交に至っているものが半数となっている。

性交まで至ったもの	7
接吻	1
体に触る	4
盗撮	2
合計	14

※主な行為は頻度や量定の重さなどにより判断

エ　発覚の経緯

児童・生徒が自ら相談するケースが半数以上だが、周囲が気付いたケースもあった。

児童・生徒が一般教職員に相談	6
児童・生徒がカウンセラーに相談	1
児童・生徒が保護者に相談後、校長へ相談	1
保護者、同僚からの通報	4
警察からの連絡	1
加害者からの申し出	1
合計	14

第３　わいせつな行為の類型と定義・特徴

14 事案について、行為の態様、加害者の動機・心理状況などを検証し、大きく２つに分類した。１つは、「関係乱用型」であり、もう１つは、「性嗜癖型」である。前者は、被害生徒との間に一定の「関係」を作り、「維持」して、その関係をコントロール・乱用して性加害に及ぶことが特徴である。後者は、「関係」を作ることはできておらず、自身の性的嗜癖を一方的に押し付けるものである。各々が半数を占めている。

関係乱用型は、更に①てなずけ型と、②救済者願望型に下位分類される。また、性嗜癖型は、直接的な接触のある①性暴力型と、直接接触はない②盗撮型の２つに下位分類される。以下に、各類型の特徴を述べる。

なお、これらは「類型」であるので、すべての事案がそれぞれ１つの類型にぴったりと当てはまることを意味しない。理解の第一歩として類型化した。

１　関係乱用型

１－①　てなずけ型（４事案）

性被害は見知らぬ人より家族や教職員、上司など、関係のある目上の人から受ける方が実際にはずっと多いと言われる。その場合、わかりやすい身体暴力を使うというよりは、加害者が自分の欲求に従うように、被害者を心理的に巧みにコントロールする。

10 代後半以降の生徒に対し、生徒の「特別扱い」や「恋愛への願望」を刺激しつつ、相手も性的関係に同意しているかのような状況を作り、わいせつな行為を行う。少なくとも一時的に被害者も同意しているように思いこまされる場合もあり、性交に至り繰り返すことも多い。

本類型は 14 事例の３割近くを占め、教職員としての関係性の力を乱用しているという意味で、教職員の自校生徒へのわいせつな行為の典型と言える。

このタイプの加害者は周囲からの評価が高いことも多く、自信家でもある。基本的に自己中心的で、関係性の力を乱用することへのためらいは乏しい。性を搾取することが自身の価値を示すことくらいに考えている事案もあった。

体罰との違いは、身体暴力か性暴力かの違いであり、両方が重なることもあるし、加害者の価値観の違いによってどちらかだけの場合もある。このタイプの加害者は上に弱く、下に強い。

基本的に「あわよくば」、「見つからなければ」という考えなので（性問題行動は接近目標）、相談する気はない。見つかったり、見つかりそうになれば、あわてて相談する。

１－②　救済者願望型（３事案）

２人の関係を進めていくことから、てなずけ型に似ているが、動機が異なり、特定の児童・生徒に対し、過剰に同情し、救済者であろうとする。

被害者にそれ以前のトラウマ体験や困難な状況がある場合も多く、被害者から相談されているうちに自分だけがこの被害者をわかってあげられると思い込む。

トラウマ体験のある被害者は、周囲を信用せず、「先生だけ」とその加害者にのみ相談することもある。また加害者も周囲の教職員に相談せず、やがて孤立し、その生徒との関係に更にのめりこんだ結果、性的な関係にまで至る。

性問題行動をしてはいけない、やめたいという気持ちはあるが（性問題行動は回避目標）行為に踏み込むことで、いわば相談できなくなっていく。この場合、性的関係は慰め合いと感じられている。

２　性嗜癖型

２－①　性暴力型（５事案）

１の関係乱用型とは異なり、「２人の関係」を発展させるわけではなく、一方的に自己の欲求を押し付ける。被害者が 10 代前半までであるなど、相手が嫌と言えないのをよいことにわいせつな行為を行う。

性嗜癖は個々人によって異なるので、実際の態様は多様である。自身の性嗜癖に気づいていて、やめられないことに内心悩んでいる場合もある。すなわち、性問題行動は接近目標であることも、回避目標であることもある。

性的行動をとってはいるが、その背景にある欲求は、必ずしも性的なものばかりではなく、自分が不当に低く評価されているといった不満や、自身を駄目だと感じるといった否定的感情を持った状態が前提にあることが多く、性嗜癖行動はその否定的状態を一時的にでも忘れさせてくれるものとなっている。総じて対人関係スキルは乏しい。

性問題行動が接近目標の場合は、相談する気はない。回避目標の場合は、露見した際の処罰等を恐れて相談できない。

２－②　盗撮型（２事案）

盗撮は、被害者の身体に直接触れることはなく、身体攻撃性は低い。加害者は、どちらかというと自己主張が苦手でおとなしく、家庭や職場の対人関係において影が薄いと感じていて、自分１人の世界で「こる」タイプである。

盗撮を行う際、うまく撮れることを目指して工夫する。また、自分の世界に入り、露見する可能性は考えていないという特徴や１人の時間をネットなどの性刺激に費やしている特徴がある。

性問題行動が接近目標の場合は、相談する気はない。回避目標の場合は、露見した際の処罰等を恐れて相談できない。

第４　問題行動が起きるプロセス（４つの壁）

性問題行動は「たまたま」、「衝動的に」行われるものではなく、プロセスを経て行われる。性的欲求を持つのは健康なことであるが、ほとんどの人は性問題行動を行わない。それには、４つのプロセス（４つの壁＝バリア）が存在しているからである（図参照）。この４つの壁を越えることで性問題行動を起こしてしまう。

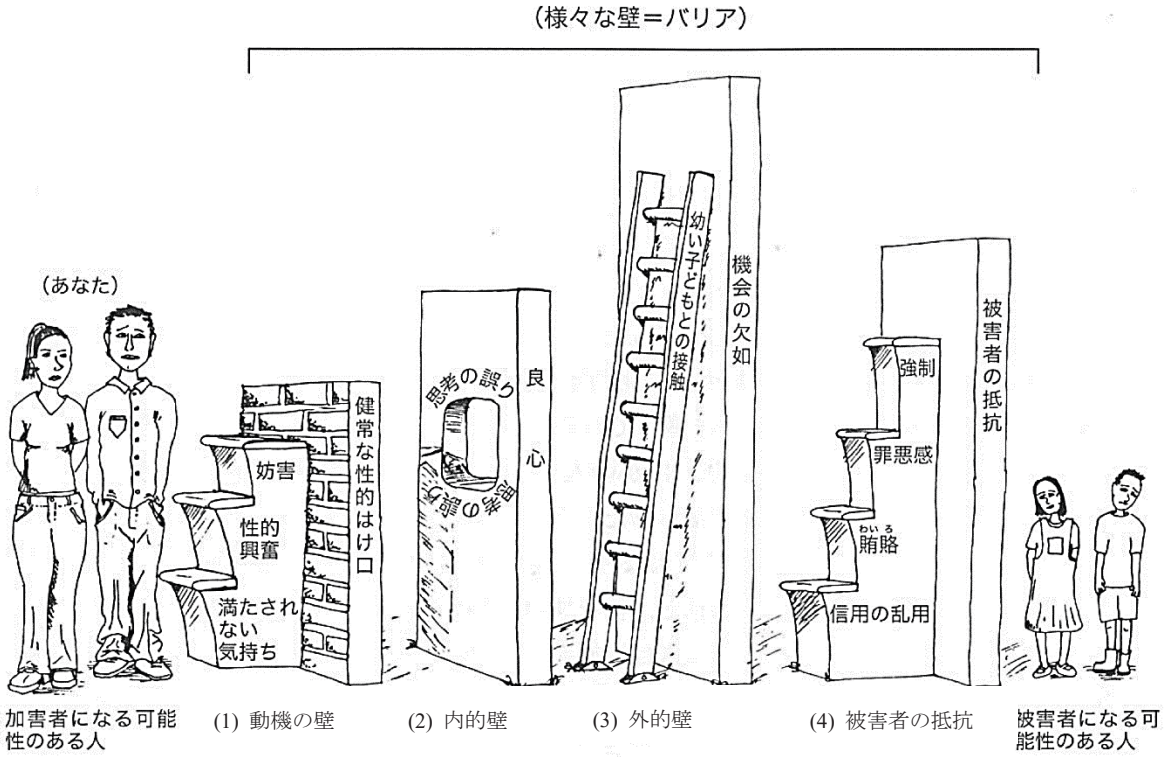

図　ティモシー・カーン著 藤岡淳子監訳（2006）「パスウェイズ」から（一部語句を修正）

(1) 動機の壁

最初のプロセスは動機の発生により性問題行動への壁を越えることである。行動を起こすには動機が必要である。

動機とは、性的に行動化したいという思いにつながる、満たされない気持ちや状態、または性的興奮のことである。

普通に日常生活をおくっている中で、例えば、仕事が忙しく、誰も助けてくれず、それでいて評価もされていない、あるいは家庭内で家族に疎まれるといった、「満たされない気持ち」が募るような状況に陥ることである。

性刺激や性行動は一時的な快楽を与えるものである。そうした満たされない気持ちや状況を性刺激や性行動に頼って解消しようとすることが動機となる。

または、ストレス解消法として性刺激や性行動にばかり頼るようになるなど、より強い性的興奮を得たいと思うような状況に陥ることである。

(2) 内的壁

「やりたい」という動機が生じても、人間には「やってはいけない」、「見つかったらまずい」などの「良心」があり、そのままでは行動に移せない。そこで、やる人は、「たいしたことじゃない」、「相手も嫌がっていなかった」など自他に言い訳をして、良心に穴をあける。これを「思考の誤り」、「反社会的行動を支える反社会的認知」と呼ぶ。

日常生活の無責任な行動を支える思考の誤りは多かれ少なかれ誰にでもあるが、性問題行動を行う際には、その行動を支える思考の誤りがたくさん生じている。

(3)外的壁

２つの壁を越えて性問題行動を起こす準備は整っても、実際には被害者と接触の機会があり、被害者に接近できないと行動は起こせない。従って様々な手段を用いて、被害者への接近を試みる。

教職員は周囲に接近しやすい対象がたくさんいるため、外的壁を越えやすい。

(4) 被害者の抵抗（被害者の壁）

最後に被害者に接触したとしても、被害者の抵抗という壁がある。加害者はその壁を越えるために様々な手をうつ。

被害者は通常加害者よりも身体的、社会的に弱い立場にある。身体的暴力を使わずとも、心理的操作や日頃の関係を悪用して、この壁を越えることは、ここまできた教職員にとっては比較的容易である。

第５　４つの壁を越える要因と性問題行動を防ぐための対策の視点

第３に記載した類型ごとにこれら４つの壁を越える要因は幾分異なる。

以下に類型ごと４つの壁を越える要因を示し、それに基づいて性問題行動を防ぐための壁を高くするための対策について記述する。

なお、その類型の人が全ての条件に当てはまるというわけではなく、そのうちのいくつかに当てはまる可能性が高い。

１　関係乱用型

１－①　てなずけ型

ア　４つの壁を越える要因

(1) 動機の壁

この類型の加害者は、周囲からの評価を気にしており、自身の外的な評価や影響力を強めることにこだわりがある。そのための努力を行うため、周囲から高い評価を得ていることも多い。

しかし、裏表があり、実際には無責任さや自己中心性が強い。また、一見人付き合いは上手であるが、対人関係については上下関係を意識した表面的で打算的なものとなりやすい。

比較的ベテランが多く、高い評価を得ていい気になったり、強い立場になって慢心が生じると、退屈感や物足りなさを感じて刺激を求め始め、とがめられないという安心感から無責任な行動や自己中心的行動を表す。

過去あるいは他の生活領域において、身体暴力行動の経歴があることも見られる。他を自分の欲求に沿って動かそうとするという意味において共通の要因を示している。

(2) 内的壁

てなずけ型が、内的壁を越える典型的な思考の誤りは、以下のようなものである。

（「　」内は、加害者の供述資料、聞き取り調書等からの引用）

・被害者のためという思考（おためごかし）

「相手が自信を持つのをみるのが喜びだった」

「自分が何とかしなければと思った」

「相手を支えたい」

「熱心な子だったので協力したい気持ちや好感を持っていた」

「好意に応えないことは相手を傷つけることになると考えた」

【解説】

これらは、自他に対して特定の児童・生徒との関係を進めていくのにかなり有効な思考の誤りであるが、これらを聞いて加害者の「てなずけ」を感知する人はいないかもしれない。

しかし、「心の回復のためにスキンシップが必要だと思った」、「抱きしめることが相手を勇気づけると思っていた」、「行為を行うことで日頃の疲れを癒してもらった気持ちだった」といった思考とセットになることで壁を越えていく。

回復や勇気づけにスキンシップや性交は不要であるし、好意を持っているから児童・生徒と性交してよいというものでもなく、まして自身が癒してもらうことが最終目的になっているのは、教職員として無責任と言わざるを得ない。

・責任転嫁（被害者のせい）

「相手に流された」

「自分に好意的な相手の行動を都合の良い出来事と捉え、身を任せた」

「相手が望んでいることだったので自制できなかった」

「一度一線を越えていたことで、それ以後の自制心を弱めてしまった」。

【解説】

巧妙に相手のせいにする。同意が存在したという言い訳がほぼ必ず使われるが、教職員と未成年の児童・生徒との間に「真の同意」はありえない。自分に都合のよいように状況を解釈し、自他に言い訳をする。

基本的に無責任、自己中心的である。成人した教職員が未成年の児童・生徒のせいにして、自分の都合の良い方向に「流される」。相手も望んでいるということが正当化する言い訳として使われる。

・見下し、価値下げ

「(被害者との頻繁なメールのやり取りについて) ストレートに言うとめんどうくさいと思っていた」

「向こうが求めて来たから（性交した)」

「１回目は無下にできないという気持ち」

「２回目からは、１回やっちゃてるし」

「(下ネタメールのやり取り）Ａさん（被害者）ならありかな」

【解説】

これはある１人の供述であった。責任転嫁と似ているが、ここではむしろ自分が被害者というニュアンスまで加えられている。

教職員の場合、被害者のためという思考の方が効果的であり、見下しや価値下げは、むしろ不利な結果をもたらすと思われる。それでもこの思考の誤りを使う場合は、開き直りや過去の異性との関係における傷つきなど別の要因が重なっている。

ただし、被害者をてなずけていく過程で被害者を叱責しながら、被害者の弱みに乗じていく悪質な方法を行うなど、「アメとムチ」で児童・生徒を巧妙にコントロールして、関係をつくる事例は珍しくない。これは、体罰を用いてのコントロールともつながる傾向である。

(3) 外的壁・被害者の抵抗

教職員として被害者の心配をしたり、相談に乗ったりという手段で、弱っている状況や弱い立場にある被害者に接近する。被害者は、教職員に目をかけられることに喜びを感じることもあり、「恋愛関係」という勘違いをする。そうして被害者に接近し、「同意の上」として、被害者の抵抗を容易に越える。

イ　防ぐための対策の視点

関係性の力の乱用は、教職員間の互いの無関心や力の集中によって生じる。教職員が生徒たちの「ボス」になる状況は容易にありうるので、民主的関係を築くために周囲の教職員との協働と関係性の力のチェック・アンド・バランスが基本となる。

てなずけ型は、状況を見て関係性の力の乱用に陥るので、それを許さない周囲の目とチーム学校が重要となる。管理職をはじめとして、教職員が、被害者のためという思考や責任転嫁といった思考の誤りに気づき、修正できることが大切である。

もちろん、個人的にＳＮＳなどをしない、２人きりで車に乗らない、密室を作らない等の外的壁も、抑制要因になりうる。

１－②　救済者願望型

ア　４つの壁を越える要因

(1) 動機の壁

この類型の加害者は、まじめで、積極的、熱心で、親切・丁寧な児童・生徒への支援や指導が目に付く。比較的経験が浅いか、自身の指導に自信を持てていない。従って、自分ができることを証明したいとか、他の教職員から頼りない、能力がないと思われたくないといった動機がある。てなずけ型とは被害者との関係を作ることは同様であるが、動機が異なる。

加えて、このタイプの被害者となった児童・生徒たちは、過去のトラウマ経験や大きな困難を抱えていることが多い。困難が大きすぎて教職員１人で支援するには不可能であるが、何らかの理由で周囲の同僚たちには相談できない状況に陥って、児童・生徒の問題を加害者１人で抱え込む。

例えば、被害者が大人への不信感を強く持っており、加害者以外の教職員へ相談をしようとしない。あるいは加害者が被害者との関わりを管理職等から指導されたことで、かえって自分の気持ちをわかってもらえない、見返したいといった気持ちを抱き、児童・

生徒と２人で孤立する状況に陥っていく。こうした状況の中で、加害者自身のできることの限界を見誤ってしまう。

また、例えば被害者に以前の性被害がある場合には、トラウマ症状の１つとして、性的行動によって人と関わろうとする「性化行動」が生じることがあり、性化行動を誘いと誤解し、性行動を２人の間での慰めとして用いることに陥る。

⑵ 内的壁

この類型の加害者は以下のような思考の誤りに陥る。

・救済者願望

「始めは、助けて欲しいと言ってきた相手を何とかしてあげたいというただそれだけの思いだった」

「事情を聞いているので、相手のことがとてもかわいそうで相手の頼みや願いを断れなかった」

【解説】

相手を助けたい思いから何をしてもよいという思いで行動をしてしまっている。

・抱え込み

「担任なのだから、自分が責任を持たなければならないと、抱え込んでいた」

「(被害者の)家庭事情などプライベートな話は、他の先生には相談できないと思った」

【解説】

児童・生徒の個人的な情報などを抱え込んだまま、状況に流されている。

・巻き込まれ

「誘いや希望を断ったら、どんな行動に出るかわからないという不安があった」

「相手との心理的な距離を保てなかった」

「求められているのならいいのかなと思うようになってしまった」

「セクハラは相手が嫌がっているにも関わらず性的な要素を含む言動を続けることだと認識していた」

【解説】

相手の行動や感情がきっかけで相手との距離感や自分の立場を見失う状況に陥っている。

・不信感

「(周囲の教職員に対し、)誰にもわかってもらえないことをずっと悔しく思ってきた」

「負けたくなかった」

【解説】

周囲に対する不信感を抱き、周囲の注意・忠告に反する行動をしても仕方がないと考えている。

⑶ 外的壁・被害者の抵抗

被害者は何らかの大きな困難と対人不信感を抱えており、熱心に助けてくれようとする教職員に接近する。周囲への共通の不信感がもたれるようになると、２人だけの閉ざされた関係に陥る。

被害者にとってその教職員は救済者と見えてきて、教職員もそれに応えようとする。結果として、被害者の抵抗がなくなれば、２人で外的壁を越える。

イ　防ぐための対策の視点

経験の浅い教職員や自信に乏しい教職員に対して、管理職や周囲の教職員は不適切と思われる行動に叱責一辺倒に陥らず、むしろその熱心さや努力を理解・承認しつつ信頼関係を構築・維持し、個々の教職員が孤立せず、チームとして生徒の支援・指導にあたれるように支持・指導することが望まれる。また個々の教職員が、周囲の教職員たちに支えられつつ、生徒と関われているという感じを持てるような集団を作ることが望まれる。

その上で、教職員は大きな困難を抱えた児童・生徒たちの支援・指導方法について、さらに理解を深める必要がある。

例えば、リストカット経験や自殺願望などを持ち、背景に被虐待体験や性被害体験が推察される児童・生徒に対して、通常の熱心な関わりでは対応しかねるものであることを理解し、他の教職員に相談し、チームで対応するとともに、専門家への相談も視野に入れる必要がある。

「自分だけが、この子をわかってあげられる。助けてあげられる」又は「他の教職員たちは信頼できない」と考えるようなことがあれば、それは孤立化し、児童・生徒との関係に自分の欲求充足を求めかねない危ないサインであることを知り、信頼できる人に相談する必要がある。

その点で参考になるのは、対人支援専門職（ソーシャルワーカーやカウンセラー）のあり方である。

対人支援専門職では、第一に自己覚知を求められる。自分が何を求め、何を感じ、どう考えて、この支援行動を行なっているのかを常に問いかける必要がある。その上で、自身の力の限界を見極め、できないことは他の援助を求めることが必要である。

また、支援対象者を支援者のニーズを満たすために利用することはあってはならないことである。支援者のニーズが充足された状態でいるために、自身のプライベートな生活と関係性を充実させておくことを求められる。

教職員という仕事は、対人支援専門職とは異なるが、対児童・生徒を支えるという点で同様の心構えが必要である。

２　性嗜癖型

２－①　性暴力型

ア　４つの壁を越える要因

⑴ 動機の壁

この類型の加害者は、職業が教職員であるだけで、一般の性嗜癖者と基本的に変わるところはない。教職員という一般に社会的に認められている職業に就いていることから、一定の能力や社会性、一般的な価値観・生活態度を有していると推察されるが、嘘や隠し事が多く、表裏が見られる。

一般に、性刺激は脳内に快感物質を放出させる。生活が充実していて、他に楽しいことがたくさんあれば、満足や快感を性刺激だけに頼る必要はないが、なんらかの理由で、生活が行き詰まっていたり、極端に幅が狭くなっていると、気晴らしやリラックス、気分転換が性に偏る。

事件を起こす頃には、外から見えずとも、性のことに関心が集中している状態である。インターネットやビデオ、雑誌などで性刺激を求めて、多くの時間とエネルギーを費やしていることもしばしば見られる。

性行動によって表現されてはいるが、大元の動機やニーズは性的欲求というより、うまく充足されていない様々な欲求にある。すなわち、家庭や職場の人間関係、仕事上の失敗などによってもたらされている、失敗感、不充足感、不満など人により様々である。

いずれにせよ何らかのうまくいかない状態、ストレス状態にあって、性行動によって真の問題から一時的に目を逸らしている状態が続いている。

性嗜癖行動は、表に現れて他の知るところとなるまでに時間がかかることもある。露見した場合は、既にかなり長い期間に渡って、性嗜癖行動に至る感情 - 認知 - 行動の固定化したパターンがあることが推察される。また、どのような刺激に性的興奮を感じるかは、極めて多様である。

多くの場合、加害者は理屈が先にたち、自他の感情や欲求について気づきが乏しい。１人で頑張ることは得意であるが、他と力を合わせたり、鎧を脱いで素の自分としてリラックスして関わり、気持ちのやりとりをして親密な関係を体験するのは苦手である。

性行動は、加害者の身体的又は心理的な性（さが）を傷つけることなく、接触欲求を充足させ、リラックスすることを可能にさせる。

⑵ 内的壁

性暴力を振るう人達には、多くの思考の誤りが認められるが、どのようなものを使うかは人によって異なる。ここで詳細に述べることはできないが、事例にみられたいくつかをあげる。

・否認（ことなかれ）

「自分の性的欲求が強かったというのが１番の原因」

「早く面倒な補習を終わらせたいという気持ちが先走り、無意識に触っていた」

「とにかく点数をとらせたいという焦りがどんどん広がり、頭が苦しくなってしまった」

「もう、しません」

「何かの形で人助けができたらと思っています」

「弁明は一切しません」

「やってはいけないといつも心の中にはあったが、子どもの顔をみるとやめられなかった」

【解説】

性的欲求が強かった（から仕方ない）、無意識、やめられない、もうしません等々、自分の欲求や感情を再考することもなく、その場をやりすごそうとする。こうした否認傾向が日頃から認められることが多い。

・最小化

「（被害者と）大人同士のようにくだらない話ができる。そんな仲だと思っていました」

「応援したい気持ちと、日頃親しんだ気持ちからくる軽率な気持ち」

「厳しい指導をしたことへのフォローと励ます気持ち」

「教職員と子どもの立場の違いを軽くとらえてしまっていた部分があった」。

【解説】

たいしたことではない、軽い気持ちという言い訳をしている。

・コントロール

「好意を寄せていた被害者に（性交が嫌ではないかと）何度も質問し、行為を合理化しようとした」

「見られていないところで、相手を抱くことに興奮を覚えた」。

【解説】

いわゆる支配欲であり、自分は相手を支配しているから捕まらないだろう、大丈夫だろうという思いを抱いた。

⑶ 外的壁・被害者の抵抗

自分より弱い対象に対し、抵抗できない状況を選び、あるいは作っていく。

イ　防ぐための対策の視点

４つの壁それぞれを強く、高くしていく必要がある。

まずは、外的壁を高くし、被害者となりうる児童・生徒と２人きりにならないような物理的環境を作ること、そして性問題行動を可能にする思考の誤りに教職員本人も周囲も気づき、修正できるようにすることである。

また、児童・生徒の心情を理解し、その視点を持てるように学ぶことが重要である。

日常生活における動機の壁を高くするには、自身の気持ちや考えに気づき、ストレス状態や否定的な感情に気づいて、性以外の自他を傷つけない方法で対処できるようになる必要がある。

このタイプは、カウンセラーや医療機関等の専門家の支援・指導を受けることを勧める。

２－②　盗撮型

ア　４つの壁を越える要因

⑴ 動機の壁

このタイプは様々であるが、どちらかというと、おとなしい又はコミュニケ―ションが苦手であり、凝り性で、指導は熱心又は厳しいとみられる。

１人の時間を性刺激に費やすことが多い。アダルト動画に関心があり、ネットやビデオで見ている。家族は本人の性癖に気づいていることも多い。本人も性癖の異常性は少なからず自覚があったが、恥ずかしくて誰にも相談できないと言う。

⑵ 内的壁

このタイプは２事例であり、参照した資料に明確に記載されたものが少なかったが、一般的に言って、思考の誤りは、性暴力型と共通するものが多い。

・否認

「魔が差した」

「なぜそのような行動への衝動がわいたのか自分で理解できない」。

【解説】

事実に直面するのを拒み、本当のことに対して、そうではないふりをしている。

・最小化（２－①　性暴力型にて前述）

盗撮でしばしば使われるのが、触ってないし、たいしたことじゃない、気づかれなければ傷つかない、といった最小化である。

⑶ 外的壁と被害者の抵抗

・被害者に気づかれないよう、こっそりカメラを設置する。

イ　防ぐための対策の視点

性暴力型に準ずる。

第６　検証結果を活用した対策

１　これまでの対策と今回の検証による対策の方向性

⑴ これまでの対策

これまで示した類型化による検証結果を踏まえ、改めて対策を検証する。

まず、これまでの主な対策（「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」及び「わいせつな行為根絶のための特別対策」）を４つの壁のプロセスに沿って整理する。

ア　動機の壁を高くするために

・自己分析支援チェックシートの活用と相談窓口の提供を行う。
・メンタルヘルスに関する情報提供やストレスチェックを実施する。
・校内での同僚同士で相談しやすい環境をつくる。

イ　内的壁を高くするために

・校内研修を通じて、教職員という社会的立場（教職員は児童・生徒に対して優位な立場に置かれていることや社会から見た教職員への認識）の理解を徹底する。
・身近にありうる問題だと認識するため、非違行為が発生した際に職場で事案を情報共有する。
・教職員としての基本的なルールやスキルを教え、わいせつな行為は社会的影響が重大であることを理解させるため、採用前の研修を実施する。
・同僚との対話を通じて自分自身を率直に出し合うことできる小グループでのワークショップ形式の校内研修を行うことにより、自己を認識し、他者を理解する力を養う。

ウ　外的壁を高くするために

・些細なことでも問題と感じたら、校長や通報・相談窓口などへ連絡をするよう教職員や保護者に周知徹底する。
・私的な電話、メール等のやり取りはしない、外から見えない部屋で児童・生徒と１対１にならない、部屋を１人の教職員が管理しない、車で１対１にならないことを守るなど、校内ルールを教職員だけでなく、児童・生徒や保護者にも周知する。

エ　被害者が抵抗する力を持つために

・児童・生徒を対象に、被害にあいそうになった際の具体的な対処法を身に付けるためのワークショップなどを実施する。

⑵ 今回の検証による対策の方向性

次に、類型別に導き出された対策を改めて総括する。

①教職員の力の乱用の防止や教職員同士が互いに支えあえる「チーム学校」を作る。
②大きな困難を抱える児童・生徒への支援や指導において専門機関を活用する等、組織的な対応をとる。
③教職員が自分の意識や周囲の行動を振り返り、被害者のためという思考や責任転嫁などの思考の誤りを認識し、修正する。
④教職員が自身でストレス状態や否定的な感情に気づき、対処できるようにする。
⑤外から中が見えない部屋を見えるよう改善するなど、物理的環境を構築する。

これまでの取組は４つの壁が網羅的に行われている。また、①～⑤の対策の方向性と比較しても、基本的な方向性は軌を一にしており、有効性があるものと評価できる。

しかし、多くの加害者の供述資料等から研修等を受ける際に当事者意識がないまま受講している状況が見受けられることから、教職員個人においては自己覚知と想像力・共感力が重要となる。

また、学校組織としては、上司が一教職員を助ける、又は同僚同士で見守る、支えあう意識や体制が十分とは言えない。

今後の対策の実施に当たっては、そうした観点を改善して取り組む必要がある。

２　再発防止に向けて

教職員であれば児童・生徒との間に一定の関係性を築いている以上、誰しもが関係乱用型に陥る可能性がある。また、日頃のストレスや生活状況への不満などから突然性嗜癖型に目覚める危険性もある。このことを教職員一人ひとりが自分事として自覚する必要がある。

その上で、学校は教職員だけではなく、保護者や地域の関係者とともに、現在の教職員の状況や学校環境を見つめ直し、非違行為を自分たちとは関係ないことと考えず、取り組む必要がある。

そのために、教職員や学校だけではなく、児童・生徒や保護者、地域の皆様もこの検証報告書を通じて同じ知識を持っていただきたい。それが、外的壁や被害者の抵抗という壁を高くすることにつながるはずである。

そこで教職員や学校は、４つの壁をより高くするために以下のように取り組んでいただきたい。

(1) 教職員個人に対して（動機の壁、内的壁を高くするために）

この検証は、研修等で使われていた事例集とは異なり、現実の事案を検証したものであり、決して他人事とせず、自分事としていただきたい。

まず、動機の壁を越える満たされない気持ちや内的壁を越える思考の誤りが生じることは、誰にでも起きうるものであることを認識した上で、以下のような態度で業務や研修等に取り組んでいただきたい。

○　校内研修等の際に、この報告書をよく読み、きちんと理解し、自分の考え方や置かれた環境と比較し、類似の状況がないか振り返る。
○　同僚同士のワークショップにおいて、同僚などが類似の状況に陥っていないか振り返るとともに、今後も周囲の状況に関心を持ち続け、互いに気軽に相談できる関係性を築く。
○　同僚や児童・生徒とのコミュニケーションを図り、自己覚知を常に意識するとともに、他者を理解するよう意識する。
○　児童・生徒とのコミュニケーションにおいては公私の区別をし、私的な電話やメール、ＳＮＳ等によるやり取りはしないようにするとともに、校内の閉鎖的空間や自動車内のような密室環境で２人きりにならない。
○　児童・生徒にとっては、教職員が圧倒的に優位な立場にあることを自覚した上で指導にあたる。
○　精神的に幼い児童に対する欲望があるとすれば、早めにカウンセラーや医療機関などに相談・受診する。

⑵ 学校に対して

教職員が実際に性問題行動を起こさないよう外から止めるためには、学校は以下に取り組み、周囲の外的壁を高くしていただくとともに、児童・生徒自身が声をあげられるような学校の雰囲気をつくっていただきたい。こうした周囲のよい雰囲気が教職員にとっての動機の壁や内的壁を高くし、被害者の抵抗を強くすることにもつながるものである。

○　校内研修等の際に、この検証内容を意識しながら教職員同士の意見交換を行い、同僚間のコミュニケーションを活発にして互いの言動を意見し合えるような雰囲気や人間関係を構築する。
○　同僚であっても社会通念上の常識で見る目を持ち、確証はなくても類似の状況を確認したときは本人に確認する、又は管理職に相談する。
○　情報が管理職に届きやすい体制を整えるために、管理職は普段から教職員とのコミュニケーションを心がけ、連絡を日常化するとともに、情報をキャッチしやすい教職員との関係を構築する。
○　引き続き、外から見えない状態で児童・生徒と１対１にならないような校内環境を整える。
○　私的なＳＮＳやメール等のやり取りをさせない。
○　児童・生徒の抱える課題の情報共有を行い、学校全体で対応するようにする（チーム学校）。

○　児童・生徒の相談に対応でき、知見のある外部人材等を活用し、児童・生徒の悩みやＳＯＳの声を学校全体で受け止める環境を作り出す（例：ＣＡＰプログラムなど）。

○　信頼される学校をめざし、各学校で教職員の非違行為防止の取組を説明する機会等において、本報告書を活用し、児童・生徒、保護者、地域の関係者と知識を共有するとともに、取組への理解を得られるようにする。

（参考１）これまでのわいせつな行為を根絶するための主な対策

○信州教育の信頼回復に向けた行動計画

「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の提言に基づき策定した「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」（H25.7）に沿って施策を実施（全46項目を実施）

（主な取組）

1　不祥事再発防止のための取組

(1) 教育委員会の対応力の強化

・県教育委員会に「コンプライアンス委員会」を設置（H26.4）、アドバイザーを委嘱（H26.6）

・「長野県教職員通報･相談窓口」を整備・運用（H26.4～）、相談先に弁護士を追加し、運用を改善（H27.4～）

・市町村教育委員会においてもコンプライアンス体制構築に着手（H26.4～）

(2) 開かれた学校運営体制の整備

・外部の第三者を加えた非違行為防止委員会をすべての小・中・高・特別支援学校で整備

・研修の充実等を通じ管理職のマネジメント力の強化

・「信州型コミュニティスクール」の構築

(3) 研修等による教員の資質向上

・「長野県教員研修体系」を策定（H25.11）、中堅職員に対して新たな指定研修として「キャリアアップ研修」を実施（H26～）

・「校内研修アシストブック（H25.12～）」、「教員の資質向上のための教員育成指標ガイドブック（H30～）」を作成し学校現場で活用

・懲戒処分の事例集「非違行為の根絶に向けて～教え子や家族を悲しませないために～」を作成し校内研修で活用（H26.3～）

・懲戒処分を受けた教職員に対し「再発防止研修」を実施（H25.5～）

(4) 採用・人事についての対応

・採用選考時の面接方法等を検討し、平成27年度採用選考から新たな面接等を実施

・平成30年度から社会人枠の二次選考において、面接時間を２回30分から１回50分にし、人間性等を掘り下げて評価

2　不祥事発生時の適切な対応のための取組

・非違行為を起こした教職員が異動する際の校長間･市町村教育委員会間の引継ぎを徹底、県教育委員会が引継ぎを確認（H25～）

・管理職向けマニュアルを作成（H26.3）し非違行為発生後の適切な対応について周知

・「教職員の非違行為に係る公表ガイドライン」を策定・運用（H25.5～）

３　学校現場の教職員をサポートするための取組

・「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な施策」を策定し各学校で取組（H26.3～）、優れた取組をまとめた実践事例集を作成（H27.3）

・自立活動担当教員を増員（H26～29 で計 80 人）するなど特別支援学校のセンター的機能を強化し発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒の学習環境・相談体制を整備

○　「わいせつな行為根絶のための特別対策」

平成 28 年度に教職員によるわいせつな行為事案が複数発生したことを受け、平成 28 年 10 月 26 日教育委員会定例会において決定した「わいせつな行為根絶のための特別対策」に沿って取組を実施。平成 31 年４月 19 日に改訂

（主な取組）

・すべての公立学校で校内ワークショップ研修を実施（H28.10～）

・校外研修においてワークショップや専門家による研修を実施(H29～)

・自己分析支援チェックシートの導入と相談窓口の整備（H29～）

・「非違行為の根絶に向けて」（懲戒処分等の事例集）を改訂（H29.11）

・教員養成大学と連携して、県教育委員会指導主事が講師となり、法令遵守の意識を養う講義を実施(H29～)

・新規採用者全員に対して配属先の校長から研修を実施(H29～)

【特別対策の改訂内容】

・校内ルールを明文化（H31.4～）し、教職員、児童・生徒や保護者に周知徹底（R1.5～）

・教職員、児童・生徒及び保護者が連絡できる各種通報窓口を周知徹底

・外から中が見えない部屋がないか４月中に調査、順次改善を実施

・根底にある人権意識・人権感覚を育成し、被害にあいそうになった際の具体的対処法を身に付けるためのワークショップを実施

（参考２）わいせつ行為根絶検討委員会及び検討の経過

１　委員会の目的

（１）平成 28 年 10 月に「わいせつな行為根絶のための特別対策」を策定し取組を進めてきたが、児童・生徒に対するわいせつ行為は根絶していないため、要因の検証及び今後の対策について検討する。

（２）県民の知る権利を最大限尊重しつつ、被害者等が特定されず、権利・利益が保護される公表のあり方について検討する。

２　構成員

（敬称略、五十音順）

氏名	所属・職名
黒岩　裕子	元長野県 PTA 連合会副会長
関　　良徳	信州大学教育学部教授 （法哲学・法理論　元長野県情報公開審査会委員）
髙橋　聖明	弁護士
戸谷　佳子	臨床心理士
原山　隆一（座長）	長野県教育委員会教育長
藤岡　淳子	大阪大学大学院教授　臨床心理士（非行・犯罪心理臨床）
水本　正俊	（一社）長野県経営者協会専務理事

３　主な会議事項

（１）わいせつ事案の検証

（２）検証を踏まえた根絶対策の検討・取りまとめ

（３）懲戒処分の公表の範囲などの検討・取りまとめ

（４）再発防止に資する公表のあり方について

４　検討の経過

R1. 6.11　わいせつ行為根絶検討委員会の開催（第１回）
・再発防止に資する「新たな公表のあり方」について

R1. 8. 8　わいせつ行為根絶検討委員会の開催（第２回）
・個別事案の分析について
・再発防止に資する「新たな公表のあり方」（イメージ案）について

R1. 9.10　わいせつ行為根絶検討委員会の開催（第３回）
・自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書（素案）について

R1.10.21　わいせつ行為根絶検討委員会の開催（第４回）
・自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書（案）について